

## 第 1 1 回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（上月委員）

教 育 長 ) ここでお諮りいたします。

第 1 4 号議案「芦屋市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び、報告第 9 号「令和 4 年度教育委員会関係補正予算について」ですが、市議会提出議案のため、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長 ) ただいまから非公開で審議いたします。

〈非公開審議〉

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第 1、第 1 4 号議案「芦屋市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

1 つだけ私から質問ですが、校長の検食は、これは義務づけられているのですね。

学校教育課長) はい。

教 育 長 ) 校長先生は仕事として義務づけられているということですね。

学校教育課長) はい。

教 育 長 ) では、仕事で検食した場合も、やはりお金を払うのですか。

学校教育課長) 学校給食法で、食材に関しましては保護者さんも御負担いただいていますので、同じように負担します。校長も検食と自分の昼食を兼ねているところもございまして、その法に倣って徴収させていただいているということでございます。

河 盛 委 員 ) 改正法と改正前で、教職員の方が給食費を払う状況は同じということですか。

学校教育課長) 一緒でございます。

河 盛 委 員 ) ただ、それを明確にしたということですか。

学校教育課長) そうです。これまでも徴収はし続けています。

河 盛 委 員 ) これまでも払っておられたのですか。よく新聞報道などで、警報が出て、途中で児童が帰ってしまったために給食が余って、それを教職員の方がもったいないから食べたことが問題になっているケースがあるように思うのですが、給食費を払っているのだったら、いいような気もするのですが、駄目なのですか。

学校教育課長) 基本は児童生徒と同じような取扱いですので、それはしない形になっております。

河 盛 委 員 ) 駄目なのですか。

学校教育課長) はい。

河 盛 委 員 ) 教職員は児童が帰ったあとも、学校内にはいるけれども食べてはいけない。

学校教育課長) はい。できるだけ廃棄をしない形で、例えば牛乳でしたら期限がありますので、当然、冷蔵が利くもの、冷凍でストックできるもの、こういうものを全部分けまして、廃棄は最小限に

してという形は取っております。

河 盛 委 員 )        その廃棄するものを食べるのも駄目ですか。

学校教育課長)        はい。

河 盛 委 員 )        新聞沙汰になるようなことかなと、いつも思います。

教 育 長 )        他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

本案は、原案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第14号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 )        次に、日程第2、報告第9号「令和4年度教育委員会関係  
補正予算について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年育成課長)        〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 )        説明が終わりました。質疑はございませんか。

放課後児童クラブは13施設になったのですか。

青少年育成課長)        市が直接、直営で行っている放課後児童クラブ以外は、今、  
13か所ございまして、うち10か所が公設民営の委託学級に  
なります。残り3か所は民間が直接されている、いわゆる民間  
学童という形になっております。

教 育 長 )        芦屋の場合は8小学校あって、4小学校が公設公営で、  
4小学校が公設民営でやっている。その中の学級が2つあった  
ら2施設になっているのですね。

青少年育成課長) 今回、県から示されている分では、1つの学級が1支援の単位で補助が受けられることになっておりますので、1つの学校に2学級ある場合は、それぞれ別の学級として支援を行う形になっております。

極楽地委員) 以前も御説明いただいたかもしれませんが、今回、民間が対象の補正予算で、公設公営は市として直接管理しているので、特に何も影響はないということでしょうか。

青少年育成課長) この度の、この事業につきましては、いわゆる民間で働いている職員の方が対象ではなくて、実際、民間の放課後児童クラブの電気・ガスなどの物価高に対して、事業を実施していただくのに必要な手だてを行うことで、民間の事業所の物価高に対する支援という形になっております。

公設公営につきましては、いわゆる電気代などの、必要な光熱水費につきましては、市で必要に応じて補正予算を組むなど、必要な手だては行っています。

極楽地委員) ありがとうございます。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第9号「令和4年度教育委員会関係補正予算について」の報告を受けたものといたします。

教育長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

<非公開審議 終了>

教育長) 閉会宣言